

鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会設置要綱

1. 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 38 条第 2 項及び第 3 項に規定する住居集合地域等における銃猟に係る規制を対象として、次の目的で鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- （1）鳥獣保護管理法律第 38 条第 2 項及び第 3 項に規定する住居集合地域等における銃猟に係る規制の課題整理
- （2）（1）をもとに、鳥獣保護管理法律における住居集合地域等の鳥獣に係る捕獲規制の対応方針案のとりまとめ

2. 構成及び運営

- （1）検討会は、別紙に掲げる委員及び関係機関をもって構成する。ただし、必要に応じ、委員以外へのヒアリング等を行うことができる。
- （2）検討会には、必要に応じて座長を置き、委員から選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事故等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。
- （3）検討会は、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則公開とし、会議資料（ただし、検討委員が提供する資料等は除く場合がある）及び議事概要は環境省のホームページ上で公表する。

3. 事務局

検討会の事務運営は、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室が行う。

（附則）この要綱は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会 名簿

(五十音順、敬称略)

〈検討委員〉

氏 名	所 属 等
伊 吾 田 宏 正	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 准教授
宇 野 壮 春	合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員
遠 藤 聡 太	早稲田大学法学学術院 准教授
佐 藤 寿 男	一般社団法人秋田県猟友会 会長(代表理事)
武 田 忠 義	北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室 主幹
横 山 真 弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授

〈関係機関〉

氏 名	所 属 等
渡 辺 和 巳	警察庁生活安全局保安課 理事官